

平成21年度における独立行政法人等の業務の 実績に関する評価の結果等についての意見(案)

概要

平成22年12月22日

独立行政法人の業務実績に関する二次評価結果(概要)

—政策評価・独立行政法人評価委員会による「年度意見」—

〔「平成21年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」〕

独立行政法人の業務実績については、各年度終了後、各府省の独立行政法人評価委員会が評価(=一次評価)を行っています。

総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会(委員長:岡素之・住友商事(株)代表取締役会長、独立行政法人評価分科会長:富田俊基・中央大学法学部教授)は、一次評価の客観的かつ厳正な実施を確保するため、各府省の評価委員会の評価結果について横断的評価(=二次評価)を行い、各評価委員会に対して必要な意見を通知することとされています。

⇒ 意見の具体例は、P. 5～19を参照。

1 平成21年度業務実績評価に対する意見(二次評価)について

本意見は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が、各府省の独立行政法人評価委員会等から提出された独立行政法人等(※)の平成21年度業務実績評価の結果について、府省横断的な視点から二次評価を実施した結果を意見として通知するもの(指摘事項は203事項)。

(※) 独立行政法人99法人、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)、国立大学法人及び大学共同利用機関法人

(1) 二次評価の主な視点(平成22年5月31日委員会決定)

- ① 評価の結果が国民に分かりやすいものとなっているか。効率性・生産性の向上等の視点に立った評価が行われているか。
- ② 政府方針等において当該年度に取り組むこととされている事項についての評価が的確に行われているか。
- ③ 業務運営の改善等のため重要な視点と考えられる財務状況、保有資産等の管理運用等、内部統制、人件費管理、契約等に関する評価が適切に行われているか。

(2) 今年度の重要事項

上記の評価の視点のうち、保有資産等の見直し及び内部統制に関する事項については、

- i) 不要資産の国庫納付等について定めた独立行政法人通則法の一部改正(公布5月、施行11月。)、
- ii) 「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」の報告書の公表(平成22年3月)等を背景に重要事項として位置付け。

2 意見の概要

(1) 府省評価委員会に対する共通意見

ア 保有資産等の見直し

① 府省評価委員会は、「勧告の方向性」(H22.11.26委員会決定)又は「見直しの基本方針」(H22.12.7閣議決定)(注)の指摘に沿った独法の取組について評価することが必要（37法人）9評価委員会

【二次評価で把握した実態】

- ◆ 職員宿舎の入居が低調な法人(5法人)
 - ◆ 利用率が低調な宿泊施設、教育研修施設等(8法人9施設)
 - ◆ 未利用地、遊休施設等(10法人36か所)
 - ◆ 本部が首都圏にある東京事務所(15法人22事務所)
 - ◆ 多数の独法が事務所を設置する都市の海外事務所(17法人44事務所)
- 「勧告の方向性」
 - 「見直しの基本方針」
 - ⇒ 個々施設等ごとに、
廃止、国庫納付、共用化等を指摘

➡ 今後、廃止、国庫納付、共用化等の取組が独法において着実に実施されているか評価することが必要

※ 上記のほか、知的財産について「府省評価委員会は、実施許諾に至ってない特許権等に関する見直し状況が明らかでない法人について、その見直しの適切性について評価することが必要である」旨指摘（11法人）5評価委員会



(注) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの
基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)

② 【提言】独法による資産の見直し状況を国民にオープンにする方策の検討と、その厳格なチェックを行うための枠組みの整備が必要

- ◆ 独法による不断の見直しを促していくため、
 - i) 独法による資産の見直し状況を 국민に分かりやすい形で公表することと、
 - ii) その取組について、詳細な資産情報を基にした厳格な検証が必要
- ◆ 不要資産の国庫納付等を定めた改正独法通則法の趣旨や「見直しの基本方針」に沿った措置を独法に求めていく上でも有用

イ 内部統制の充実・強化

独立行政法人における内部統制とは

- 「中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」（「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告」（平成22年3月公表））

- 国民からの信頼を確保するためには、独立行政法人自らが組織風土を含むマネジメント改革に積極的に取り組む必要
- マネジメント改革のための手段として内部統制は重要なツール ⇒ 内部統制の充実・強化に取り組む必要
- 今回は、内部統制を整備・運用する立場にある法人の長のマネジメント等に着目
(例)
 - ◇リーダーシップを発揮できる環境が整備されているか。（ミッションの重要性と各役職員の役割の認識、リスクを組織として共有等）
 - ◇内部統制の現状・課題の把握とその対応が的確に行われているか。
- 府省評価委員会の評価結果の中には、取組の検証が十分に行われていないと考えられるもののがみられた。
(例)
 - ◇委員会の設置、規程の整備等をもって内部統制が適切であると評価しているもの
 - ◇課題の指摘が抽象的となっているもの



- ①内部統制の充実・強化に向けた課題等を府省評価委員会として積極的に指摘することが必要
- ②参考となるような取組を行っている府省評価委員会・法人の具体例を提示
 - ◆府省評価委員会の取組の推奨例
 - 審議実績のない業務実施監理委員会について、その在り方を再検討するよう指摘（外務省評価委員会）
 - マネジメント等に関する方針や仕組みは整備されているが、実行面で不十分との指摘（文部科学省評価委員会）
 - ◆法人の取組の推奨例
 - 職員アンケートにより、「運営方針」の各職員への浸透度をフォローアップ（労働者健康福祉機構）
 - 理事長を含めた役員が、現場事務所職員一人一人からヒアリングを実施（水資源機構）

(2) 府省評価委員会に対する個別意見

(合計 60 事項について指摘)

① 評価結果について、評定や評価の理由・根拠についての説明が不明確・不十分であるので、分かりやすい評価を行うべき。

- ✓ 平和祈念事業特別基金（総務省評価委員会）
- ✓ 水産大学校、農畜産業振興機構等（農林水産省評価委員会）
- ✓ 情報処理推進機構（経済産業省評価委員会）
- ✓ 国立女性教育会館、日本学術振興会（文部科学省評価委員会）
- ✓ 自動車事故対策機構（国土交通省評価委員会）
- ✓ 医薬品医療機器総合機構、年金積立金管理運用（厚生労働省評価委員会）

など 15 法人（7 評価委員会）

② 法人に対して効率性・生産性の向上の視点等に立った業務運営の改善等を促すような評価を行うべき。

- ✓ 高齢・障害者雇用支援機構等（厚生労働省評価委員会）
- ✓ 石油天然ガス・金属鉱物資源機構（経済産業省評価委員会）
- ✓ 國際農林水産業研究センター（農林水産省評価委員会）

など 9 法人（7 評価委員会）

③ 既往の勧告の方向性、政府の方針等で指摘した事項の取組状況に係る評価に不十分な点があるので、的確な評価を行うべき。

- ✓ 国際協力機構、国際交流基金（外務省評価委員会）
- ✓ 環境再生保全機構（環境省評価委員会）
- ✓ 国立公文書館（内閣府評価委員会）
- ✓ 日本原子力研究開発機構（文部科学省評価委員会）
- ✓ 造幣局（財務省評価委員会）
- ✓ 都市再生機構、日本高速道路保有・債務返済機構等（国土交通省評価委員会）

など 14 法人（9 評価委員会）

④ 契約等に係る評価が不十分であるので、的確な評価を行うべき。

- ✓ 契約関係
- ✓ その他

10 法人（5 評価委員会）
2 法人（2 評価委員会）

3 意見の具体例

① 評定や評価の理由・根拠が不明確で、評価結果が分かりにくくなっている例

平和祈念事業特別基金(総務省)

○評定理由・根拠の説明が不明確・不十分であるので、分かりやすい評価が必要

総務省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目:インターネット資料館の構築 【評価:AA(目標を大幅に上回って達成)】</p> <p>(評価結果の説明) 展示資料館を更に拡大した状況で国民に公開することにより、直接展示資料館に来館できない国民にも関係者の労苦について理解いただく場としてインターネット資料館を構築できたことは、大変有意義なシステムであるとともに、特に、高齢化が進む語り部の29本の動画を編集できていることは大きな成果である。 このようなインターネット資料館を構築、運用開始できたことは、その構成内容から見ても「目標を大幅に上回って達成した」と認められる。</p> <p>(参考) 平成21年度計画(抜粋) 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 資料の収集、保管及び展示 (5) インターネット資料館の構築 <u>資料館における資料をインターネットにより広く国民に公開するため、インターネット資料館を構築する。</u></p>	<p>本法人では、中期目標で定めた「保有している関係資料の電子データ化を積極的に推進すること」について、平成21年度計画では、「展示資料館における資料をインターネットにより広く国民に公開するため、インターネット資料館を構築する。」としており、これに基づき、<u>21年度にインターネット資料館を構築、公開しているところである。</u> これについて、貴委員会では、「直接展示資料館に来館できない国民にも関係者の労苦について理解いただく場としてインターネット資料館を構築できたことは、大変有意義なシステムであるとともに、特に、高齢化が進む語り部の29本の動画を編集できていることは大きな成果である」などとして、評定をAA評定(目標を大幅に上回って達成)との評価を行っている。 しかしながら、<u>本成果が中期目標や年度計画に対して、具体的に何が大きく上回ったのかが十分に説明されているとは言い難い。</u> 今後の評価に当たっては、<u>中期目標等において法人の達成すべき目標を明確にさせた上で評価を行い、また、最上級の評定を付すに当たっては、その目標に対して具体的に何が大きく上回ったのかを明らかにすべきである。</u></p>

水産大学校(農林水産省)

○評定理由・根拠等が不明確で、正確性に欠ける評価がされているので、厳格な評価が必要

農林水産省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目:就職対策の充実 【評定:A(計画に対して業務が順調に進捗している)】</p> <p>就職内定率は、本科(進学者を除く)、専攻科、研究科ごとに集計されていて、H21年度はいずれも75%を超える割合で、水産業あるいはその関連分野へ就職している。</p>	<p>本法人の中期目標では、「大学校で学んだ水産に関する知識や技術を就職先で活かせるよう、水産に関連する分野への就職割合を向上させるべく大学校を挙げて取り組みを充実させ、<u>水産業及びその関連分野への就職割合が75%以上確保されるよう努める。</u>」とされているが、平成21年度の専攻科における就職割合は71.4パーセントであった。</p> <p>しかしながら、評価結果においては、「<u>本科(進学者を除く)、専攻科、研究科ごとに集計されていて、H21年度はいずれも75%を超える割合</u>」と正確性に欠ける評価を行っている。</p> <p>今後の評価に当たっては、水産大学校の本科、専攻科、研究科ごとの人材育成の状況について適切な評価を行う観点から、<u>本科、専攻科、研究科それぞれの就職割合について厳格に評価を行うべきである。</u></p>

農畜産業振興機構(農林水産省)

○事業の問題点分析について評価されておらず、評価方法の改善が必要

農林水産省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目:総合評価 【評定:A】</p> <p>砂糖勘定の借入金については、期中において短期借入金の限度額を650億円から800億円に変更したが、期中における短期借入金は限度額の範囲内であった。でん粉勘定の期中における短期借入金については、限度額120億円の範囲内であった。</p> <p>砂糖勘定及びでん粉勘定の短期借入金は、価格調整制度を適切に運営した結果生じたものであり、借入に至った理由は適切であったと思料される。また、短期借入金の金利については、主要行による競争入札を実施した結果、砂糖勘定は0.371%、でん粉勘定は0.459%(参考:短期プライムレート1.475%)と低金利での借入れを実現している。</p> <p>砂糖勘定及びでん粉勘定においては<u>繰越欠損金が発生しているが、各業務を制度に従い適切に運営した結果、発生した調整金の収支差</u>であり、機構は短期借入金の金利について入札により金利負担の軽減を図るなど、繰越欠損金増大の抑制に向け努力している。</p> <p>評価項目:国産糖価格調整事業の国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金 【評定:a(借入に至った理由等は適切であった)】</p>	<p>国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払業務については、輸入糖にかかる調整金を主な財源として、さとうきび生産者等に交付金を支払っているが、平成20年度は約135.3億円、21年度は約144.7億円の欠損金が生じ、21年度末における累積欠損金は約706.8億円となっている。</p> <p>しかしながら、評価結果においては、「繰越欠損金が発生しているが、各業務を制度に従い適切に運営した結果、発生した調整金の収支差であり、機構は短期借入金の金利について入札により金利負担の軽減を図るなど、繰越欠損金増大の抑制に向け努力している。」として、a評定(借り入れに至った理由等は適切であった)としているが、<u>欠損金解消に向けた原因や問題点分析についての評価が行われていない</u>。</p> <p>今後の評価に当たっては、責委員会において、毎年度生じている<u>欠損金の原因や問題点について分析した上で、当該事業の抜本的な見直しの必要性を含めて、欠損が発生しない適切な事業実施を促す評価を行うべきである。</u></p>

情報処理推進機構(経済産業省)

○評価結果について、説明が不明確・不十分であるので、分かりやすい評価が必要

経済産業省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目 :財務内容 【評定 : B(質・量の両面において概ね中期計画を達成)】</p> <ul style="list-style-type: none">自己収入総額3,848 百万円(内、情報技術者試験手数料収入3,130 百万円)は収入拡大を評価。情報セキュリティ評価・認証業務、暗号モジュール試験・認証制度による自己収入(38,065,500円)に加え、北東アジア OSS 推進フォーラムや組込み総合技術展では、出展料等として2,2901,492円を得るなど、適切な受益者負担を求めていることを評価。普及啓発事業の有料化に関するタスクフォースを設置し、自己収入の拡大に向けた取組みを積極的に行っていることを評価。	<p>本法人の平成21年度計画では、「Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置」として、「1. 自己収入拡大への取組み」を掲げており、「(1)ITセキュリティ評価及び認証制度、暗号モジュール試験及び認証制度について、引き続き積極的な広報活動を通じて、その利用拡大を図る。」としている。</p> <p>しかしながら、本法人における自己収入拡大への取組に関して、自己収入総額については、貴委員会による評価は行われているものの、<u>暗号モジュール試験認証手数料収入については、20年度に比べ約97パーセント(8,874千円)</u>の大幅な減少となっているにもかかわらず、その減少理由や年度計画の達成状況について業務実績報告書等において明らかにされておらず、貴委員会による評価も行われていない。</p> <p>今後の評価に当たっては、法人全体の業務実績にとどまらず、各業務の実績を踏まえ、<u>年度計画等の達成状況を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、評価を行うべきである。</u></p>

国立女性教育会館(文部科学省)

○研究成果の質的活用状況を明らかにした評価が必要

文部科学省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目：地域の機関で活用しうる男女共同参画等に関する基礎研究の成果の提供 【評定：S（特に優れた実績を上げている。）】</p> <p>平成20年度に作成した「男女共同参画データブック2009」の成果を普及するため、リーフレット作成、ニュースレターのメール配信、ワークショップの実施など、計画的に進めていることを高く評価する。</p> <p>地域の統計データの整備に関し、地方公共団体等への支援を行うことは、ナショナルセンターとしての役割の重要な部分があるので、今後さらに充実することを期待する。</p> <p>(参考)評価の観点 活用状況(調査研究成果が女性教育施設等の事業にどう役立っているか等 質的活用状況)</p>	<p>「地域の機関で活用しうる男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する基礎研究の成果の提供」に係る評価に当たっては、「活用状況(調査研究成果が女性教育施設等の事業にどう役立っているか等 質的活用状況)」を観点として評価を行うとしている。</p> <p>しかしながら、平成21年度は、調査研究の成果としての20年度に作成した「男女共同参画データブック2009」について、リーフレットの作成、ニュースレターのメール配信及びワークショップでの活用などの提供実績をもって、年度計画を上回る特筆すべき成果を上げたものとしてS評定(特に優れた実績を上げている。)を付しており、評価の観点として女性教育施設等の事業にどう役立っているかといった質的活用状況については具体的に示されていないものとなっている。</p> <p>今後の評価に当たっては、最上級の評定を付すに当たり、自ら定めた評価の観点である質的活用状況について具体的に明らかにした上で、調査研究成果の提供に係る評価を行るべきである。</p>

自動車事故対策機構(国土交通省)

○貸倒懸念債権等の増加要因について、評価の方法の改善が必要

国土交通省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>【評定結果:A(中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。)】 (評定理由) 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表している。 なお、<u>貸倒懸念債権、破産更生債権等の状況については、平成21年度末現在、貸倒懸念債権、破産更生債権等が54.4億円、債権残額に占める割合が44.2%(平成20年度末に対して3.0ポイント増)</u>となっている。その要因分析のため、21年度において一般債権から貸倒懸念債権及び破産更生債権等に分類替えとなった債権193件について、滞納の理由を確認したところ、「パート・アルバイト」、「無職・失業」など安定した収入を得られないため返還金を滞納しているものが58件であり、<u>増加要因として景気の低迷により返済が滞っていることが明らかとなつた。</u> また、貸倒懸念債権等の解消に向けて、滞納の初期段階において早期の督促を行うなど、個別債権の状況に応じた債権管理を行うべく「債権回収マニュアル」の一層の徹底を図ることにより回収実績の向上を図ることとしている。 これらの取り組みは平成20年1月の政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘にも対応した内容になっており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	<p>交通遺児等への生活資金の貸付業務については、貸倒懸念債権等の増加要因を景気の低迷により返済が滞っているためとし、本法人において債権回収マニュアルの一層の徹底を図ることによって回収実績の向上を図ることとしていることから、評定結果においては、「着実な実施状況であると認められる」とされている。 しかしながら、<u>現行の中期目標期間を3年過ぎ、貸倒懸念債権等が増加する一方であるにもかかわらず、平成19年度から21年度の評価の結果を見ると、ほぼ同様の内容となっており、状況の改善を促すような評価が行われていない。</u> 今後の評価に当たっては、<u>貸倒懸念債権等の増加要因について景気の低迷以外の要因がないか検証した上で、「債権回収マニュアル」の徹底以外にも具体的な改善方策を検討するよう、評価の結果において法人に促すべきである。</u></p>

医薬品医療機器総合機構(厚生労働省)

○中期計画に照らした取組実績に基づく厳格な評価が必要

厚生労働省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目:業務の迅速な処理及び体制整備 【評定 : A(中期計画を上回っている)】</p> <p>(委員会の評定理由)</p> <p>調査課を2課体制にし、データベースの改修等、処理効率の向上に努めた結果、事務処理期間8ヵ月以内の処理の割合を70%以上という平成21年度計画の数値目標に対し、実績は74.0%であった。また、6ヵ月以内の処理件数を前年度から増加させるという年度計画についても、前年度355件から当年度360件と増加させており、計画を上回ったものと評価する。</p> <p>今後は、平成25年度までに6ヵ月以内の処理を60%以上にするという数値目標の達成のために、更に処理効率を上げることを期待する。</p>	<p>本法人の救済給付の請求から支給・不支給決定までの事務処理期間については、中期計画において、平成25年度までに各年度に支給・不支給決定した全決定件数のうち、60%以上を6ヵ月以内に処理できるようにすることとしている。</p> <p>当該項目に関する評価結果をみると、8ヵ月以内の処理割合70%以上の年度計画の目標に対し実績が74.0%であったこと、6ヵ月以内の処理件数を前年度より増加させるとの同計画の目標に対し20年度355件から21年度360件と増加させたことをもって、A評定(中期計画を上回っている)としている。</p> <p>しかしながら、中期計画との対比でみれば、21年度の6ヵ月以内の処理件数(360件)は全決定件数(990件)の36%と中期計画における目標値60%とは依然として大きなかい離がみられ、また、20年度(355件)から5件増加しているものの、全決定件数に対する割合は38%から36%に低下している状況に鑑みると、25年度までの達成目標であることを考慮してもなお中期計画を上回っているとの評定には疑問がある。</p> <p>このため、今後の評価に当たっては、中期計画に照らして法人の取組実績を十分に検証した上で、厳格に評価を行うとともに、評定理由についても十分説明すべきである。</p>

② 法人に対して効率性・生産性の向上の視点等に立った業務運営の改善等を促す
ような厳格な評価が求められる例

高齢・障害者雇用支援機構(厚生労働省)

○法人自ら全国実施することとなった業務の効率的・効果的実施のため厳格な評価が必要

厚生労働省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目：総合評価</p> <p>経費節減等については、一般管理費・業務経費について目標を上回る予算の節減を進め、併せて予算執行の節約、自主的な事業見直し・廃止を行ったことは評価できる。今後は、随意契約の見直しを確実に実施するとともに、<u>一般競争入札(最低価格落札方式)を実施した平成22年度の地方委託業務が適切に実施され、23年度の委託方式の廃止後の体制に円滑に移行できるようにする必要がある。</u></p>	<p>本法人の地方業務については、平成22年度に一般競争入札に移行したが、12道県の雇用開発協会等への委託は不適切と判断され、結果として9道県は法人自ら実施することとなった。また、同業務は23年度から委託方式を廃止し、法人自ら直接実施することとなるが、この点についての貴委員会の「<u>23年度の委託方式の廃止後の体制に円滑に移行できるようにする必要がある</u>」との指摘は重要であり、かかる観点からは、<u>9道県の先行的取組を通じて得られた知識、経験を23年度からの全国実施に当たり業務の実施方法等に的確に反映するとともに、職員に周知徹底することが必要である</u>。</p> <p>このため、次年度の評価に当たっては、22年度の入札から契約に至るプロセスの検証を踏まえ、<u>委託した38都府県の取組状況と先行して法人自ら直接実施した9道県の取組状況との比較検証、全国実施に向けて法人が講じた措置の検証、更なる運営改善の余地などについて厳格に評価を行うべきである</u>。</p>

石油天然ガス・金属鉱物資源機構(経済産業省)

○今後の評価において、法人に対して業務運営の改善・向上等を促すような評価が必要

経済産業省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見※
<p>評価項目 : 業務運営の効率化 【評定 : A】 (質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現)</p> <ul style="list-style-type: none">執行する予算額が大きく、事業も多岐にわたっており、かつ活動が世界に跨っている独法としてコンプライアンス、ガバナンスの徹底強化はとりわけ重要である。機構で業務についている各位にこの認識が浸透していると見られる。業務の適正化への取り組みについて、20年度よりも研修等の機会を充実させており評価できる。	<p>本法人においては、<u>平成22年11月に元職員が収賄容疑で逮捕される事件が発生</u>している。 今般の事件を踏まえ、本法人における適切な業務運営を確保するため、<u>法人内部における内部統制システム</u>について、厳格な評価を行うとともに、今後の評価に当たっては、<u>再発防止策の適正な運用が確保されているかについて検証し、必要な改善を促すべき</u>である。</p>

※当委員会の二次評価意見は、経済産業省評価委員会の評価結果の欄に記載した一次評価を踏まえたものではない。

③ 既往の勧告の方向性、政府方針等における指摘事項に対する取組状況の評価が不十分な例

国際協力機構(外務省)

○ 勧告の方向性における指摘事項に関する評価について改善が必要

外務省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見												
<p>評価項目：組織運営における機動性の向上 【評定：ハ（中期目標を達成した）】</p> <p>(評定理由) 平成21年度は、統合後の組織を一体的かつ効率的に運営・管理する観点から、定期モニタリングを通じ、課題の把握と改善策の検討に努めており、統合後の組織体制及び業務は順調に定着してきている。 在外主導については、海外拠点の強みを踏まえた役割分担に向けて、業務フロー等の点検及び改善、海外拠点の事務の合理化に向けた取組を行った。 (中略) 以上を踏まえ、中期計画実施状況が計画通り「順調」である。なお、今後もモニタリングにより課題を把握し、組織体制の定着に向けた取組を継続することが期待される。</p> <p>(参考) JICAの現行中期目標期間における定員推移（国内・在外別） (単位：人)</p> <table border="1"><thead><tr><th>年度</th><th>国内</th><th>在外</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成19年度</td><td>870</td><td>456</td></tr><tr><td>平成20年度</td><td>1,251</td><td>413</td></tr><tr><td>平成21年度</td><td>1,251</td><td>413</td></tr></tbody></table>	年度	国内	在外	平成19年度	870	456	平成20年度	1,251	413	平成21年度	1,251	413	<p>本法人の<u>主要な事務及び事業に関する勧告の方向性</u>(平成18年11月27日)の「第8 在外強化の取組の促進」において、「<u>国内人員が在外人員を上回っている現状を踏まえ、現場主義の強化を図る観点から、次期中期目標期間内で取り組むべき目標を設定した上で、国内人員の在外へのシフト等在外強化の取組を一層促進するものとする。</u>」と指摘したところである。この指摘等を踏まえて、現行中期計画では、「開発途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に対応し得るよう、引き続き在外事務所の体制・機能強化を進め、国内から在外への人員配置等の在外強化の取組を一層促進する。」としている。しかしながら、<u>在外事務所の定員数をみると平成19年度(定員数456人)、20年度(同413人)、21年度(同413人)</u>と20年度に19年度定員から定員数が減って以降、変化は見られず、国内の定員数が在外の定員数を上回っている状況にある。</p> <p>貴委員会の評価結果では、現場(海外拠点)の機能強化について、「<u>在外主導については、海外拠点の強みを踏まえた役割分担に向けて、業務フロー等の点検及び改善、海外拠点の事務の合理化に向けた取組を行った。</u>」などと評価が行われているが、在外事務所の定員数の適切性について評価が十分行われたとは言い難い。</p> <p>今後の評価に当たっては、<u>当委員会の上記の指摘を踏まえ、在外事務所で行うべき業務内容を検証した上で、それに基づき、在外事務所の定員数の適切性について評価を行うべきである。</u></p>
年度	国内	在外											
平成19年度	870	456											
平成20年度	1,251	413											
平成21年度	1,251	413											

環境再生保全機構(環境省)

○ 決算検査報告で指摘された事項の取組状況に係る厳格な評価が必要

環境省評価委員会の評価結果※	当委員会の二次評価意見
該当なし	<p>「平成21年度決算検査報告」(平成22年11月5日会計検査院から内閣宛て送付)において、平成18年度及び19年度に本法人が行った公害健康被害予防事業について、「<u>公害健康被害予防事業の調査研究業務に係る委託費の経理が不当</u>」と指摘されている。</p> <p>今後の評価に当たっては、本法人が講じた措置等について明らかにするとともに、<u>再発防止に係る体制整備や再発防止措置の適正な運用が行われているか</u>について厳格な評価を行うべきである。</p>

※平成21年度決算検査報告は、平成22年11月5日に会計検査院から内閣宛て送付されたものであるため、環境省評価委員会の評価結果には反映されていない。

国立公文書館(内閣府)

○ 勘告の方向性における指摘事項に対する取組状況について厳格な評価が必要

内閣府評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目：総合評価</p> <p>館の機能強化及び業務の多様化、公文書管理法施行等の対応のため、専門職員の養成・確保に向けて公文書専門員（非常勤）を平成21年4月に11名を新たに採用したことは評価できる。<u>法の執行において館に求められる新たな機能や、想定される膨大な業務量を考えれば、今後、更なる体制拡充に向けた取組が早急に望まれる。</u>今後、総人件費改革を踏まえた常勤職員数の計画的な削減に対応しながらも、本来必要な専門職員を削ることがないよう求めたい。さらに、専門職員の将来的なあり方について、早急な具体像の提示が求められる。</p>	<p>公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）の施行に向けた対応について、評価結果において、「法の執行において館に求められる新たな機能や、想定される膨大な業務量を考えれば、今後、更なる体制拡充に向けた取組が早急に望まれる」としている。</p> <p>しかしながら、本法人の主要な事務及び事業に関する勘告の方向性（平成21年12月9日）の「第1－1 事務及び事業の全般的見直し」において、「遅くとも公文書管理法が施行されるまでに、既存の事務及び事業について、従来の業務フローや事務処理手順を洗い出し、外部委託や賃金職員の活用による効率化、合理化の視点を入れ、無駄がないか徹底的な見直しを行うものとする」と指摘したところであり、また、平成22年度予算において、公文書管理法の施行準備作業のため、新規に非常勤専門員10人が措置されたが、このうち2人は同作業とは直接関係のないアジア歴史資料センターに配置されていたとの指摘もあるところである。</p> <p>このため、次年度の評価に当たっては、公文書管理法の施行に伴い増加する業務に適切かつ効率的に対応しつつ、組織や予算の肥大化を防ぐため、既存の事務及び事業について、具体的な業務フローや事務処理手順を洗い出し、分析した上で、無駄の排除、外部委託等の活用という観点から徹底した見直しが行われているか、法人の取組について厳格に評価を行うべきである。</p>

日本原子力研究開発機構(文部科学省)

○ 勧告の方向性における指摘事項に対する取組状況について厳格な評価が必要

文部科学省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見																
<p>評価項目：情報公開及び広聴・広報活動 【評定：A(中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標を達成、または中期目標を上回る実績を上げた。)】</p> <p>年度計画通りに履行したと認められる。</p> <p>(参考)展示施設の利用効率等の向上のためのアクションプラン(概要)</p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>平成20年度目標</th><th>平成21年度目標</th><th>平成22～26年度目標</th></tr></thead><tbody><tr><td>入館者数</td><td>19年度比3～5%増</td><td>8施設：20年度実績超 1施設：19年度比3%増</td><td>総合的評価方式とし、5年間で15ポイントの効率化目標 (3ポイント/年)</td></tr><tr><td>支出抑制</td><td>19年度比5%減</td><td>20年度比1%減</td><td>1%増：2ポイント 1%減：1ポイント</td></tr><tr><td>収入増加</td><td>教材費等の有料化の検討等</td><td>20年度実績超</td><td>1%増：1ポイント</td></tr></tbody></table>		平成20年度目標	平成21年度目標	平成22～26年度目標	入館者数	19年度比3～5%増	8施設：20年度実績超 1施設：19年度比3%増	総合的評価方式とし、5年間で15ポイントの効率化目標 (3ポイント/年)	支出抑制	19年度比5%減	20年度比1%減	1%増：2ポイント 1%減：1ポイント	収入増加	教材費等の有料化の検討等	20年度実績超	1%増：1ポイント	<p>展示施設等の効率的な運営については、本法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成21年12月9日)において、「平成21年度のアクションプランをみると、経費の削減目標や入館者数の目標が20年度のアクションプランにおける当該目標よりも低い水準となっている。展示施設等の更なる利用効率の向上等を図る観点から、目標設定も含めアクションプランを見直すものとする。」としたところである。</p> <p>しかしながら、評価結果においては、この<u>勧告の方向性を踏まえて、どのように第2期中期目標期間(平成22年度から26年度までの5年間)のアクションプランを策定したのか、その適切性についての評価が明らかにされていない。</u></p> <p>今後の評価に当たっては、<u>第2期中期目標期間のアクションプランの適切性を明らかにした上で、展示施設の効率的な運営について毎年度厳格な評価を行うべきである。</u></p>
	平成20年度目標	平成21年度目標	平成22～26年度目標														
入館者数	19年度比3～5%増	8施設：20年度実績超 1施設：19年度比3%増	総合的評価方式とし、5年間で15ポイントの効率化目標 (3ポイント/年)														
支出抑制	19年度比5%減	20年度比1%減	1%増：2ポイント 1%減：1ポイント														
収入増加	教材費等の有料化の検討等	20年度実績超	1%増：1ポイント														

④ 契約等に係る評価が不十分な例

空港周辺整備機構(国土交通省)

○ 昨年度指摘した契約事務手続に係る事項につき、評価が不十分なため改善が必要

国土交通省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
該当なし	<p>(昨年度の評価概要) 当該法人については、昨年度の評価において、「審査体制の整備方針」、「契約事務の一連のプロセス」、「審査機関から法人の長に対する報告等整備された体制の実効性確保の考え方」に留意された検証について言及されていないことから、法人の業務特性、契約事務量(契約金額・件数等)及び職員規模などを勘案した上で、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているかどうか検証した上で、評価結果において明らかにすべきであるとの指摘を行ったところである。</p> <p><u>本年度の評価においても、本法人の契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関する評価結果においても、「契約事務の一連のプロセスの考え方」に留意した検証」及び「審査機関から法人の長に対する報告等整備された体制」について、評価結果において言及されていない状況が見られた。</u> <u>今後の評価に当たっては、法人の業務特性、契約事務量(契約金額・件数等)及び職員規模などを勘案した上で、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているかどうか検証した上で、評価結果において明らかにすべきである。</u></p>

国立大学法人及び大学共同利用機関法人

○経営協議会に関する評価の厳格な運用が必要

国立大学法人評価委員会の評価結果等	当委員会の二次評価意見
<ul style="list-style-type: none">* 「国立大学法人・大学共同利用機関法人の平成21年度に係る業務の実績に関する評価結果の概要」<ul style="list-style-type: none">・ 経営協議会における<u>学外委員からの法人運営に関する意見</u>を基に、全法人で具体的に改善した事項が見られた。このうち、今回初めて調査した結果では、40法人(44%)が経営協議会における学外委員からの法人運営に関する意見について、<u>取組事例を公表</u>している。* 個別の法人に対する評価結果(90法人中)<ul style="list-style-type: none">① 経営協議会の<u>審議内容の的確な公表</u>について「<u>注目される</u>」と評価 53法人② 経営協議会の<u>実質化のための運営上の努力</u>や<u>経営協議会の議論の大学運営への的確な反映事例</u>について「<u>注目される</u>」と評価(当該取組事例を公表している場合には、そのことにも言及) 42法人③ 法定審議事項を報告事項として扱うなどの不適切な運営について「<u>課題がある</u>」と評価 5法人 <p>(注) 国立大学法人評価委員会の評価結果から経営協議会に関する主な評価コメントを抽出し、分類したものである。</p>	<p>国立大学法人等は、第2期中期目標期間において、<u>法人の運営改善に資するよう、経営協議会における運用の工夫改善や意見の内容及びその法人運営への反映状況などの情報の公表等</u>により、<u>学外者の意見の一層の活用を図ること</u>とされている。</p> <p>貴委員会は、第1期中期目標期間の最終年度である平成21年度の業務実績評価において、経営協議会における学外委員からの意見を基に具体的に改善した取組事例等の公表状況及び経営協議会の議事録等の公表状況について評価を行い、各法人において的確に公表がなされている場合に注目される取組として評価結果等に記載することで法人の改善を促している。</p> <p>今後の評価に当たっては、<u>経営協議会が期待される役割を十分に發揮し、その意見が法人運営に適切に反映されているか明らかにする観点から、引き続き経営協議会に関する情報の公表状況に関する評価を行い、<u>公表が行われていない法人については課題として評価結果等に記載するなど、その厳格な運用に努めるべきである。</u></u></p>

(参考1) 平成21年度の業務実績評価対象独立行政法人(99法人)

【内閣府所管】 4法人

国立公文書館
沖縄科学技術研究基盤整備機構
北方領土問題対策協会
国民生活センター

【総務省所管】 4法人

情報通信研究機構
統計センター
平和祈念事業特別基金
郵便貯金・簡易生命保険管理機構

【外務省所管】 2法人

国際協力機構
国際交流基金

【財務省所管】 4法人

酒類総合研究所
造幣局
国立印刷局
日本万国博覧会記念機構

【文部科学省所管】 24法人

国立特別支援教育総合研究所
大学入試センター
国立青少年教育振興機構
国立女性教育会館
○ 国立国語研究所
国立科学博物館
物質・材料研究機構
防災科学技術研究所
放射線医学総合研究所
国立美術館

国立文化財機構

教員研修センター
科学技術振興機構
日本学術振興会
理化学研究所
宇宙航空研究開発機構
日本スポーツ振興センター
日本芸術文化振興会
日本学生支援機構
海洋研究開発機構

【厚生労働省所管】 14法人

国立健康・栄養研究所
労働安全衛生総合研究所
勤労者退職金共済機構
高齢・障害者雇用支援機構
福祉医療機構
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
労働政策研究・研修機構
雇用・能力開発機構
労働者健康福祉機構
国立病院機構
医薬品医療機器総合機構
医薬基盤研究所
年金・健康保険福祉施設整理機構
年金積立金管理運用

【農林水産省所管】 13法人

農林水産消費安全技術センター
種苗管理センター
家畜改良センター
水産大学校
農業・食品産業技術総合研究機構
農業生物資源研究所
農業環境技術研究所
国際農林水産業研究センター
森林総合研究所
水産総合研究センター
農畜産業振興機構
農業者年金基金
農林漁業信用基金

【経済産業省所管】 11法人

経済産業研究所
工業所有権情報・研修館
日本貿易保険
産業技術総合研究所
製品評価技術基盤機構
新エネルギー・産業技術総合開発機構
日本貿易振興機構
原子力安全基盤機構
情報処理推進機構
石油天然ガス・金属鉱物資源機構
中小企業基盤整備機構

【国土交通省所管】 20法人

土木研究所
建築研究所

交通安全環境研究所

海上技術安全研究所
港湾空港技術研究所
電子航法研究所
航海訓練所
海技教育機構
航空大学校
自動車検査
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
国際観光振興機構

【水資源機構】

自動車事故対策機構
空港周辺整備機構
海上災害防止センター
都市再生機構
奄美群島振興開発基金
日本高速道路保有・債務返済機構
住宅金融支援機構

【環境省所管】 2法人

国立環境研究所
環境再生保全機構

【防衛省所管】 1法人

駐留軍等労働者労務管理機構

(注) 国立国語研究所は、平成21年10月に廃止(大学共同利用機関法人への移行)、法人の名称に含まれる「独立行政法人」は省略

(参考2) 意欲的な取組事例①(独立行政法人の業務運営)

独立行政法人名 (主務省)	取組の概要
物質・材料研究機構 (文部科学省所管)	<p>本法人は、研究者の約半数が海外出身であるという国際ナノアーキテクニクス研究拠点(MANA)のグッドプラクティスを法人全体の運営に波及させ、国際化を強力に推進するため、平成27年度までに45歳以下の事務職員がTOEICスコア500点以上獲得するとの目標を掲げ、次のような新たな研修プログラムを導入し、職員の能力向上、人材育成に組織を挙げて取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 平成21年度から40歳以下の事務職員(51名)にTOEIC試験の受験を義務化。 ii) 平成22年度からは英語レベルに合わせた、スクーリング付通信教育研修や海外への語学研修をきめ細かく実施。
電子航法研究所 (国土交通省所管)	<p>本法人は、次のような知的財産に係る管理体制の強化などにより、民間企業との共同出願が前進するとともに、共同研究成果による実施料収入や当研究所が開発したプログラムによるライセンス収入の獲得にも繋がり、知的財産に係る自己収入増を実現している。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 15名の管理要員の中から専属の担当者を定めて知財関連業務を実施。 ii) 特許取得までの経緯や経費等に関する各種情報を1件毎に整理してデータベース化し、知的財産に係る管理体制を強化。 iii) 少なくとも前年度より知的財産を活用するとの目標を掲げ、外部の専門家(大学のTLO)と「知的財産等に関するコンサルティング契約」を締結するなど、知財戦略に係る組織体制も強化。

意欲的な取組事例②(府省評価委員会の評価業務)

評価委員会名	取組の概要
内閣府独立行政法人評価委員会	<p>本評価委員会は、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の評価において、平成21年度に顕在化した大幅な予算超過問題に対する原因分析、再発防止策を含めた今後の対応についての見解を取りまとめるとともに、機構における対応状況について、理事長、理事、監事の各役員における職責の履行状況も含め、厳しい検証を行っている。</p> <p>また、この検証結果を踏まえ、今後、新たに置かれた専任の事務局長と理事の役割分担との協働体制の明確化等を着実に実施すること、適切な管理体制が構築されるよう平成24年度の開学に向け更なる取組の強化を行うことなど、機構に対し具体的な対応策を示し改善を求めている。</p>
文部科学省独立行政法人評価委員会	本評価委員会は、独立行政法人科学技術振興機構の評価において、行政刷新会議WG「事業仕分け第1弾」及び「事業仕分け第2弾」の対象とされた同法人の各事業について、事業仕分け結果と法人における対応方針及び対応状況を一覧表に整理した資料や、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」における指摘事項ごとに法人の取組状況を一覧表に整理した資料を使用して、効率的・効果的な評価を行うとともに、これらの資料を評価結果とともに公表し、国民に分かりやすい形で法人の対応状況を紹介している。

(参考3) 政策評価・独立行政法人評価委員会について

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第三十二条 独立行政法人は(中略)各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

5 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

政策評価・独立行政法人評価委員会

- 政策評価・独立行政法人評価委員会(政独委)は、総務省に設置されている審議会です。
- 独立行政法人の評価や見直しに関しては、通常の審議会と異なり、大臣からの諮問を受けて審議・答申するのではなく、委員会自らが主体となって評価活動や勧告などを行います。
- 政独委の下に、政策評価分科会と独立行政法人評価分科会が設置されており、独立行政法人の見直しは後者が担当しています。さらに、独立行政法人評価分科会の下には、5つの府省別ワーキング・グループが置かれています。

政策評価・独立行政法人評価委員会委員名簿

[平成22年9月現在]

委員長	おか もゆき 岡 素之	住友商事㈱代表取締役会長				
【独立行政法人評価分科会】						
委員長代理 分科会長	とみた としき 富田 俊基	中央大学法学部教授	分科会長	かねもと じつぐ 金本 良嗣	東京大学大学院経済学研究科・ 公共政策大学院教授	
委員	かしに たかお 樺谷 隆夫	公認会計士・税理士	委員	ふじい まりこ 藤井 真理子	東京大学先端科学技術研究センター教授	
	くろだ れいこ 黒田 玲子	東京大学大学院総合文化研究科教授		もりいすみ ようこ 森 泉 陽子	神奈川大学経済学部教授	
	もりいづか ようこ 森 泉 陽子	神奈川大学経済学部教授				
あがた こういちろう 縣 公一郎	早稲田大学政治経済学術院教授	臨時委員・専門委員		()		
あさば たかし 隆史	白鶴大学法学部教授					
あそま もとる 元	国際医療 大学国際医療総合研究所教授					
あらはり けん 健	公認会計士					
いなづく ろあき 稻	早稲田大学大学院公共経営研究科教授					
うめさと よしまさ 良正	日本大学医学部 教授					
おかとよ ふしあき 岡本 義	リサー コンサルティン 総政策研究事業本部主 研究員					
かじかわ とおる 川	陽AS 有限 査法人總 代表員()					
かわの まさお 野 正男	国立大学名 教授					
かわむら さゆり 百合	株日本総合研究所調査部主 研究員					
きむら たくまろ 千	大学大学院専門法務研究科 教授					
くわわ ゆきはる 黒川 行治	義 大学商学部教授					
くろだ としじ 黒田 二	金 工業大学学 長・総長					
すずき ゆたか すず	学院大学大学院教授 会計プロフ ッション研究科長					
たかざ よしこ 子	士					
たち ゆきこ 田 子	株 総合研究所主 研究員					
たまい かつや 井	東京大学先端科学技術研究センター教授					
のぐち きくみ 野 貴公	中央大学法学部教授					
まつだ みゆき 田	学校法人 生 法人本部ディレクター					
みやもと こうじ 本 始	日本 一テイリティサブ イ() 代表取締役 長					
やまもと きよし 本	国立大学財務・経営センター研究部教授 東京大学大学院教育学研究科教授					
やまや きよし 谷	同 大学政策学部教授					



委員会審議



委員による現地視